

合併に伴う住所変更にかかる主な手続きについて

県に關係すること

件名	住所変更等の手続き		手続き窓口 各機関の管轄は9ページをごらんください	問合せ先 県庁・県警本部へのお問合せは各代表電話番号をお願いします
	要・不要	手続きの方法等		
学校法人の変更登記	要	変更登記完了の届が必要です。	総務部私学学事振興局 私学振興課	総務部私学学事振興局 私学振興課私学第二係
学校法人の寄付行為の変更	要	寄付行為変更の届が必要です。		
私立学校の学則(園則)変更	要	学則(園則)変更の届が必要です。		
社会福祉法人の認可を受けている法人	要	合併後速やかに住所変更の手続きを行ってください。	保健福祉部企画課、高齢者福祉課、児童家庭課、障害者福祉課、監査保護課の認可担当課	保健福祉部企画課 高齢者福祉課・児童家庭課 障害者福祉課・監査保護課
児童扶養手当証書	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	保健福祉部児童家庭課	保健福祉部児童家庭課
保育士登録				
母子家庭自立支援給付金				
医療法人の定款(寄付行為)の変更について	要	変更登記完了届を提出してください。	保健福祉部医療指導課 管轄の保健福祉環境事務所 総務企画課	保健福祉部医療指導課 医務係
病院、診療所の変更届	要	開設する医療機関の所在地の変更届を提出してください。	営業所の所在地を管轄する 保健福祉環境事務所衛生課	保健福祉部生活衛生課 営業指導係
生活衛生営業等許可(理容、美容、クリーニング、ホテル、旅館、公衆浴場、映画館、劇場の許可)を受けている方、建築物衛生法事業者登録及び特定建築物、遊泳用プールの届出をされている方	不要	合併に伴う住所変更の手続きは必要ありません。来庁等の際に住所変更についてお申し出ください。		
食品の営業許可を受けている方	不要	合併に伴う住所変更等の手続きは必要ありません。次回更新時にその旨を申し出てください。(申請書備考欄に記載)		
薬局開設許可を受けている方				
医薬品販売業許可を受けている方	不要	合併に伴う住所変更等の手続きは必要ありません。次回更新時にその旨を申し出てください。(申請書備考欄に記載)	保健福祉部介護保険課	保健福祉部薬務課 薬事係
介護サービス提供事業者の指定、許可を受けている方、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保健施設について	不要	住所変更の手続きは必要ありません。		
環境保全関係の各法律に基づく届出をされている方(大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法)	要	30日以内に住所変更の手続き(変更届出書の提出)を行ってください。	工場・事業場の所在地を所管する 保健福祉環境事務所環境課	環境部環境保全課 大気係・水質係・ ダイオキシン対策班
一般廃棄物処理施設設置届出をされている方	要	一般廃棄物処理施設について名称、住所又は代表者の変更があった場合は、遅滞なく施設所在地を管轄する県保健福祉環境事務所に届出してください。	保健福祉環境事務所環境課	環境部廃棄物対策課 施設第一係

※県へのお問合せは、下記代表電話番号へお願いします。(番号の記載がない場合)

福岡県庁:代表(092)651-1111

福岡県警察本部:代表(092)641-4141